

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 2 年 6 月 10 日付けで行った、保護変更の時期を同年 7 月 1 日とする、法 25 条 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法、不当を主張しているものと解される。

請求人は、請求人の子との 2 人世帯であるところ、子の養育に当たって食費、水光熱費などが単身世帯よりも多くかかるにもかかわらず、保護費には反映されていない。

また、請求人は、離婚調停中であって、代理人弁護士との打合せ等のために交通費がかかってしまうにもかかわらず、保護費には反映されていない。

加えて、管理費・共益費も保護費から工面しなければならないと

されており、上記事情と合わせ保護費がさらに不足する。

他方で、熱中症の予防のため、夏場に冷房を使用することが多くなり、光熱費が多くかかるにもかかわらず、その分の加算（夏季加算）が付されていない。また夫から支払われた養育費相当額が保護費から控除されている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日			審 議 経 過
令和	3年	3月15日	諮問
令和	3年	4月19日	審議（第54回第1部会）
令和	3年	5月27日	審議（第55回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

- (2) 法 1 1 条 1 項 3 号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げ、法 1 4 条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。同条の「住居」とは、衣食住という場合の住について直接必要なものをいうが、金銭給付するものとしては家賃のみと解されている（小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」253頁参照）。

また、住宅扶助については、「生活保護による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・アより「家賃・間代・地代等」と定められている。

住宅扶助の具体的内容について保護基準別表第3は、家賃、間代、地代等の額として、1級地（請求人の居住する〇〇はこれに該当する。保護基準別表第2）については、月額13,000円、これを超えるときは都道府県又は地方自治法252条の19第1項の指定都市若しくは同法252条の22第1項の中核市ごとに、限度額の範囲内の額とすると規定している。

そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）1・(1)によれば、〇〇を含む特別区等の1級地における2人世帯の住宅扶助費の限度額は、月額64,000円とされている。

- (3) 法 2 5 条 2 項及び同項が準用する 2 4 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これ

を被保護者に通知しなければならないとされている。

- (4) 前記局長通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。
- (5) そして、請求人の主張する移送費については、「局長通知」第 7・2・(7)・アによれば、「(ア) 生計の途がなく、かつ、一定の住所を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合 (イ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合 (ウ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入院手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合 (エ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合 (オ) 被保護者が障害者施設支援、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合 (カ) (オ) に掲げる施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員 (被保護世帯に限る。) がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合 (キ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合 (ク) 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合 (ケ) 被保護者 (その委託による代理人を含む。) が、当該被保護者の配偶者、3 親等以内の血族若し

くは2親等以内の姻族であって他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差しつかえない。（コ）被保護者が、配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。（サ）被保護者が転居する場合又は住所を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。（シ）被保護者が出産のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所する場合（ス）刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合（セ）アルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の実施する2泊3日以内の宿泊研修（原則として当該都道府県内に限る。）に参加する場合又は精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者若しくはその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合であって、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。（ソ）被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合」に移送費として給付をおこなうとされる。

- (6) 同じく、請求人の主張する住宅扶助について、保護基準別表第3は住宅扶助基準として「家賃、間代、地代等の額（月額）及び修繕費等住宅維持費の額（年額）」を定めている。

また、「局長通知」第7・4・(1)・カないしくにおいて、敷金及び契約更新料等が規定されている。

(7) さらに、請求人の主張する「夏季加算」について、「局長通知」第7・2・(6)・ウによれば、「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる世帯に該当する場合は第7・2・(6)・ウに定める額の範囲内で冷房器具の購入が認められるとされている。

(8) また、最後に請求人の主張する「養育費」について、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。)第8・3・(2)において、仕送り、贈与等による収入について定めている。

また、東京都の各福祉事務所から寄せられた生活保護の取扱いに関する疑義照会事例のうち、他の福祉事務所の業務の参考に供するものとしてまとめられた「生活保護運用事例集2017」(平成29年3月 東京都福祉保健局生活福祉部保護課編。)問7・33答によれば、「被保護者の離婚に伴う、養育費、慰謝料の取扱いは、養育費については、生活費として渡されることから、収入を得るための必要経費を除き、仕送り、贈与等の収入として全額収入認定する。」とされている。なお、運用事例集は、本件の適用において、法の解釈・運用として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、請求人は、本件処分時において、2人世帯であること、東京都〇〇(1級地—1)在住であることが認められる。

そうすると、請求人世帯に対する住宅扶助費としては、前記1・(2)のとおり、64,000円が住宅扶助費の限度額であるところ、新住居の実際の家賃は64,000円であるから、同額の支給を内容とする本件処分が保護基準に従った適正なものであることは明

らかである。

以上により、本件処分に基づく保護費の額には違算はなく、本件処分に違法性又は不当性は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は前記第3のことから、本件処分の違法、不当を主張する。

本件処分は、前記住宅扶助の点以外には、請求人が受けるべき保護の内容に何らの変更を加えるものではない。しかし、念のため、本件処分における生活扶助費の額について検討する。

請求人（〇〇歳）は〇〇に居住し、その子（〇〇歳）との2人世帯であるところ、保護基準別表第1・1・(2)・アの算定方法によれば、請求人世帯に係る基準生活費は118,450円となる。この金額に児童養育加算10,190円及び母子加算20,300円の計30,490円を加えた148,940円が請求人に対して支給されるべき生活扶助費であるところ、この金額は本件処分に基づく生活扶助費の支給額と一致する。したがって、請求人世帯に係る生活扶助費の額に違算はない。

代理人弁護士との打合せ等の際に生じる交通費について、前記第6・1・(5)のとおり、移送費が支給される場合が限定列挙されており、本事例も含めて、限定列挙された事由以外での移送費の支給は行われていない。

次に、前記第6・1・(2)及び(6)のとおり、住宅扶助の支給項目として家賃、間代、地代等及び補修等住宅維持費並びに敷金等及び契約更新料等が規定されている。管理費・共益費については、告示又は局長通知に支給項目が存在しないため、住宅扶助の対象とはならない。

そして、生活保護においては、現行制度上、前記第6・1・(7)のとおり、冷房器具の購入が認められているにとどまり、それ以上の、夏季加算等の特別な措置は講じられていない。かつ、当該措置

を講じるかどうかは立法政策上の問題である。

さらに、被保護者の養育費の扱いに関して、前記第6・1・(8)のとおり、養育費は、生活費として渡されることから、収入を得るための必要経費を除き、「次官通知」第8-3-(2)の仕送り、贈与等の収入として全額収入認定するとされている。

以上のように、請求人の主張については、採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適法性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹